

2023年度CiDER部局横断型「感染症」研究促進プログラムに関する調査研究プロジェクト」FAQ

No.	質問区分	質問	回答
1	研究代表者 研究分担者	研究代表者や研究分担者となる者（主任研究者（P I））の範囲は？	<p>本学と雇用関係のある教員であって、上司の指示によらず、自らのプロジェクトとして研究を進められる方です。</p> <p>【対象となる方の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教授、准教授、助教の3名から構成される研究室の准教授、助教 <p>【対象外となる方の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・招へい教員・研究員 ・名誉教授 ・学外の研究者
2	研究代表者 研究分担者	研究分担者は、研究代表者と本務先が「異なる部局」とされているが、以下のような関連部局であっても申請条件を満たすことになるか。 （例：医学系研究科医学専攻と保健学専攻）	<p>関連部局であっても、部局として別の場合は問題ありません。（異なる部局として認められる例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学系研究科医学専攻と保健学専攻 ・医学系研究科と医学部附属病院
3	研究代表者 研究分担者	申請書において、研究代表者や研究分担者の「所属部局」に兼任先の部局を記載することは可能か。	<p>申請書の「所属部局」に兼任先の部局は記載できません。必ず本務部局の所属先を記載してください。</p>
4	研究代表者 研究分担者	学外の共同研究者を加えて研究を遂行することは可能か？	<p>研究協力者として、当該研究に参加いただくことは可能です。ただし、このプログラム申請上における研究代表者や研究分担者は、本学と雇用関係があるP I研究者に限られます。また、研究費の配分は、阪大雇用者のみです。</p>
5	研究代表者 研究分担者	採択後に、研究代表者が学外へ転出したり、定年を迎える等により退職する場合、プログラムを継続することは可能か？	<p>研究代表者が退職となる場合は、本プログラムによる支援は中止となります。後継となる研究テーマでの支援を希望される場合は新規の申込が必要となります。</p>
6	研究代表者 研究分担者	採択後に、研究分担者の追加や削除、交代を行うことはできるか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究分担者の削除及び交代： 条件付きで可能です。研究計画に影響を及ぼさない範囲であれば、審査等を経て認められる可能性があります。ただし、応募申請条件を満たさなくなる場合は、支援を中止します。 ・ 研究分担者の追加： 研究の進展のために必要と認められれば可能です。
7	研究代表者 研究分担者	「本年度において、研究代表者は1件に限り申請可能」とされているが、次年度に別の研究チームを組んで、同一研究代表者が申請することは可能か？	<p>現時点では左記条件の申請を行うことは可能ですが、制度趣旨に合致しているかどうかにより、審査されることとなります。</p>
8	研究代表者 研究分担者	「本年度において、研究代表者は1件に限り申請可能」とされているが、研究分担者は複数の申請課題に入ることが可能ということか？	<p>制度上は可能ですが、制度趣旨に合致しているかどうかで審査されることとなります。</p>
9	研究代表者 研究分担者	同一年度の申請で、研究代表者と研究分担者が入れ替わるかたちで、2件の申請を行うことは可能か。	<p>研究テーマが異なる申請であれば、申請いただくことは可能ですが、制度趣旨に合致しているかどうかで審査されることとなります。</p>

No.	質問区分	質問	回答
10	研究代表者 研究分担者	同一研究室（教室）の異なるPIがそれぞれ代表者として申請することはできるか。	研究テーマが異なる申請であれば、申請いただくことは可能です。
11	研究代表者 研究分担者	研究分担者には必ず予算を配分しないとイケないのか？	研究分担者が複数おり、そのうち予算配分がない研究分担者があることは問題ありません。ただし、研究代表者のみに予算配分となる計画は、制度趣旨（共同研究）に反するため、認められません。
12	研究代表者 研究分担者	研究分担者の人数に制限はあるか？	1人以上置くことという要件以外に、制約等はありません。
13	研究代表者 研究分担者	研究代表者や研究分担者が学外に転出する場合や、学内でも身分（職位）が変更する場合、本件プログラムの支援は継続されるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・学外に転出する場合など、応募申請条件を満たさなくなれば、支援は終了します。 ・研究分担者の交代についてはNo.6の回答を参照してください。 ・学内における身分（職位）変更のケースについては、実態を踏まえて継続可否の判断を行うことになります。
14	研究代表者 研究分担者	医歯薬生命系の研究者が研究代表者にならなければいけないのか？	理工情報系や人文社会科学分野の研究者も研究代表者となる可能性があります。募集要項の「4」において、支援対象とする研究の具体例を列挙しているとおります。医歯薬生命系に限らず、分野横断型研究の積極的なエントリーを期待しています。
15	研究代表者 研究分担者	人文社会科学系のみで構成される研究チームでもエントリーはできるのか？	募集要項の「4」に記載の支援対象となる研究に該当するチームであれば申請可能です。
16	経費	採択された場合、いつから執行できるのか？	採択通知を行った日から執行可能です。採択通知は2023年4月末頃を予定しています。
17	経費	予算は所属部局に配分され、会計手続きは所属部局で行うのか？	原則として、予算はCiDERで管理する所管コードで配分され、会計手続きはCiDER事務室及び財務部契約課にて行います。ただし、研究代表者・研究分担者及び所属部局事務部が了承し、かつCiDERとしてもその必要が認められた場合は、当該部局に予算を配分し、当該部局にて会計手続きを行うことがあります。
18	経費	間接経費は措置されるのか	本プログラムでは間接経費の措置はありません。
19	経費	他の資金と合算使用できるのか？	原則として他の資金との合算使用はできませんが、特別な事情がある場合は個別にCiDER事務室へご相談ください。ただし、CiDERで行っている「オール阪大研究」として措置されている予算については合算使用可能です（同じプロジェクトコードで予算配分となる）。
20	経費	次年度への繰越しはできるのか？	本プログラムの研究期間内で、繰越理由が妥当であると認められた場合は繰越が可能です。具体的には、当該年度中に提出を求める成果報告書の様式「3.全体の予算計画」において、次年度予算の変更として申請していただき、承認された場合に繰越が認められます。
21	経費	人件費として執行できるのか？	人件費として執行することはできますが、研究期間内の雇用に限られます。（RA、特任研究員S、アルバイトなどの学生雇用も可能）人件費の執行を希望する場合は、手続き方法についてCiDER事務室までお問い合わせください。
22	経費	申請書に記載した予算計画からの費目間流用は可能か？可能な場合に、金額上の制約等はあるか？	研究計画実施のために必要と認められる範囲・内容の費目間流用は可能です。流用金額に制限はありません。

No.	質問区分	質問	回答
23	経費	研究代表者と研究分担者における研究費配分ウエイトに制限はないか？	特に制限はありませんが、研究代表者が代表者としての実態を伴っていないと判断される場合は、審査に影響を及ぼします。
24	経費	年間500万円を上限としつつ、「審査によって増額・減額もある」とのことだが、増額される場合の上限額は？	あくまでも個別審査によって例外的に認められるものであるため、上限額はあらかじめ定めていません。減額幅についても同様です。
25	他の研究資金との競合	既にAMED等で採択されている共同研究チームも本件プログラムに応募できるのか？	応募自体は可能ですが、このプログラムは、研究インキュベーションのためのスタートアップ支援などを制度趣旨としているため、他の競争的資金獲得状況等は、審査において考慮されることとなります。
26	他の研究資金との競合	申請課題と類似の研究テーマによりAMED等の外部資金を獲得した場合に、その旨を伝える必要があるのか？	募集要項の「10」に記載しているとおり、そのような外部資金獲得までのスタートアップ支援を行うことが本プログラムの制度趣旨でもあります。外部資金を獲得された場合は、その内容を加味して支援の中止等判断を行います。本件プログラム採択後、類似の研究テーマにより他の外部資金を獲得した場合はその旨報告ください。
27	他の研究資金との競合	外部資金を獲得した場合に本件支援の減額や中止がなされると、外部資金獲得に向けて逆モチベーションになってしまうのではないのか？	研究インキュベーションのためのスタートアップ支援や融合型研究の基盤整備支援がこの制度の制度趣旨です。外部資金獲得までの支援という意味もありますので、ご理解のうえ、ご応募いただければと思います。
28	研究計画	申請書に記載した研究計画からの変更は可能か？	研究の発展のために必要と認められる計画変更は可能です。計画の変更を行う必要が生じた際は、CiDER事務室までお申し出ください。
29	研究計画	採択は3年間として行われるのか、年度ごとの更新なのか？	一括して3年間で採択されることもあれば、審査の結果、1年間等として採択されることもあります。
30	研究計画	「感染症」に特化しているわけではないが、「感染症」も含まれる、あるいは「感染症」にも関連する研究課題でも応募できるのか？	応募すること自体は可能です。本件制度の趣旨に合致しているかどうかについては、委員会にて審査が行われます。
31	申請手続き	応募申請は、誰が行うのか？	応募申請は、研究代表者が行ってください。
32	申請手続き	応募申請にあたって、事前に了承を得ておくべき者がいるか？	以下の方には応募申請前に了承を得ておいてください。 ・研究分担者 ・外部資金で雇用されている者については、当該雇用経費の研究代表者
33	申請手続き	特任研究員や技術職員等が、研究代表者及び研究分担者（主任研究者）を補佐するために、本プログラムに関わる場合、申請書にその者の氏名を記載する必要があるか？	申請書に置いて、研究代表者や研究分担者以外の方を記載する必要はありません。
34	申請手続き	申請書様式1の1～4の記載については、枚数や行数の制限（上限／下限）はあるか？	上限や下限の制限は明確に設けていませんが、いずれの項目についても、簡潔明確に記載してください。
35	申請手続き	申請書様式1の「4」には、エフォート管理等を行う場合はその方法について記載せよとあるが、具体的に何を記載すればよいのか？	雇用財源の経費元において、本件プログラム研究に従事することにより、エフォート管理を行う必要がある場合は、そのエフォート割合や事務手続き等について、想定している内容を記載してください。
36	審査	審査における評価基準は公表されるのか？	現時点で公表の予定はありません。
37	審査	審査結果は公表されるのか？	採択された研究課題は公表する予定です。不採択の研究課題は公表しません。

No.	質問区分	質問	回答
38	CiDER	申請段階でCiDERの兼任教員になっていない研究代表者や分担者は、採択後にCiDER兼任となるとのことだが、CiDER兼任としての業務があるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・CiDER兼任教員もCiDER構成員の一員としてカウントされます。 ・情報発信・セミナー担当等の依頼を個別にさせていただくことがあります。 ・研究論文における所属表記でCiDER並記するなどの協力を依頼しています。